

平素より大変お世話になっております。地元衆議院議員の村井英樹です。原油価格・物価高騰を受け、事業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。

〈省エネ関係〉※ 県と市の施策

【埼玉県 CO2 排出削減設備導入事業】（P3・4）～大変多くの問合せを頂いています～

埼玉県内で事業を行う法人・個人事業主が対象。エアコン・ボイラーの更新や、太陽光発電設備の新設など、省エネ設備の導入を補助（補助率 1/2、最大 500 万円）。

募集期間は 7/18（火）からで、電子申請システムにて受付予定。受付は先着順で、募集期間中であっても申請額の合計が予算額を超えた場合は、募集終了となります。

（参考）さいたま市も同様の事業を検討中（P5）～応募殺到の可能性あります～

さいたま市でも、エネルギーコストの削減に取り組む中小企業者等を支援するため、省エネルギー設備への更新費用を補助する事業を検討中です。詳細がわかり次第、お知らせいたします。

〈その他〉※ 以下は国の施策

【IT 導入補助金】（P6・7）

業務効率化や DX 推進のため、IT ツールの導入費用を支援します。例えば、インボイス対応のため、レジ・券売機・パソコン・タブレットの導入などにも利用可能です（最大 450 万円、補助率 1/2～3/4）。

【小規模事業者持続化補助金】（P8・9）～多くの方にご利用いただいています～

小規模事業者（※）が経営を改善する前向きな取組を幅広く支援します。設備導入費や店舗改装費、広告費など、幅広く補助の対象となります。補助額は原則最大 50 万円ですが、インボイス登録事業者としての申請や、賃上げなどの条件を満たせば最大 250 万円まで補助を受けられます（補助率 2/3）。

※ 従業員数が、商業・サービス業では 5 人以下、それ以外は 20 人以下の事業者（導入例）

- ・飲食店が、厨房の熱がこもりやすいガスコンロを IH コンロに変更する場合
- ・宴会場が、座布団に座るタイプの席に、腰かけて食事ができるよう机・椅子を導入する場合など

【事業再構築補助金】（P10・11）

飲食店経営から通販・小売事業への参入や、建設業からグランピング事業への参入など、新たな事業に取り組む際の投資を補助する事業再構築補助金。売上減少要件が撤廃された新たな申請枠（成長枠）が措置されています（1/2 補助、最大 7,000 万円）。これまで売上が増加していたため申請できなかった事業者の方も申請できるようになります。

【ものづくり・商業・サービス補助金】（P12・13）

生産性向上を目指すため、幅広く使われている補助金です。革新的な製品・サービスの開発や生産プロセスの改善に必要な投資を支援します（1/2～2/3 補助、最大 5,000 万円）。

【資金繰り支援】（P14・15）

現在多くの事業者の方が、新型コロナ対策の無利子・無担保融資の返済時期を迎えているため、政府は資金繰り支援を実施しています。

日本政策金融公庫では低利融資、民間金融機関では信用保証料の引下げを措置しています。問い合わせは各金融機関が窓口となります。

何かご不明な点等ございましたら、いつでもお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。

【お問合せ先】

浦和区の方（担当：相馬 090-1218-3091）

緑区の方（担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方（担当：舟本 080-6888-2962）



彩の国
埼玉県

令和5年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金

【緊急対策枠】

民間事業者向け

エネルギー価格の変動に対応する 中小企業の体力向上・CO₂削減を応援します！

1. 事業概要

募集期間	補助率	補助上限額	採択方法
令和5年7月18日（火） ～7月21日（金） ※募集期間中であっても申請額の合計が 予算額を超えた場合は受付を終了します	1 / 2	500万円	原則、 先着順 で受付 ※ただし、 予算額を超えた日に 提出された申請は抽選となります （「3. 申請にあたっての注意事項」参照）

対象事業

① 高効率省エネ設備への更新等

条件：15年以上使用している既存設備の更新

〔例〕空調設備・ボイラー等（照明設備は対象外）



② 再エネ設備の導入

条件：太陽光発電は蓄電池を設置すること

〔例〕太陽光発電・蓄電池、小水力発電等（新規設置可）



2. 補助対象事業所

民間事業者※が所有又は使用する埼玉県内の事業所

※ 民間事業者とは、埼玉県内で事業活動を営んでいる法人（県条例で定める中小企業）及び個人事業主をいいます（詳細はHP参照）

3. 申請にあたっての注意事項

- ・受付は原則、**先着順**です（受付時間は各日9時から17時まで）
- ・申請額の合計が**予算額（14億円）**を超えた場合は、募集期間中であっても受付を終了し、予算額を超えた当日に提出された申請については、抽選により対象者を決定します
※募集初日に予算額を超えた場合は、初日の申請について抽選により対象者を決定します
※募集2日目以降に予算額を超えた場合は、17時を待たずに受付を終了する場合があります。当該日の申請については抽選により対象者を決定します
- ・令和4年度募集の埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）を受給した方、又は受給予定の方は対象外です
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません
- ・同一事業所で、埼玉県原材料価格高騰対策支援事業補助金との併用はできません
- ・太陽光発電は蓄電池を設置することが必須です
- ・能力増強に係る経費は補助対象外です

【申請先】 令和5年度CO₂排出削減設備導入補助金事務局

（委託先）東武トップツアーズ（株）

※電子申請での受付となります。URLが決まり次第、下記HPでご案内します（郵送・電子メール・FAX・持参は不可）

※ 緊急対策枠のほか、通常枠（当初予算分）での設備導入補助も別途募集します（詳細は県HP参照）

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3021 E-mail a3030-23@pref.saitama.lg.jp

※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r5co2hojo-kinkyutaisaku.html>



4. 対象経費

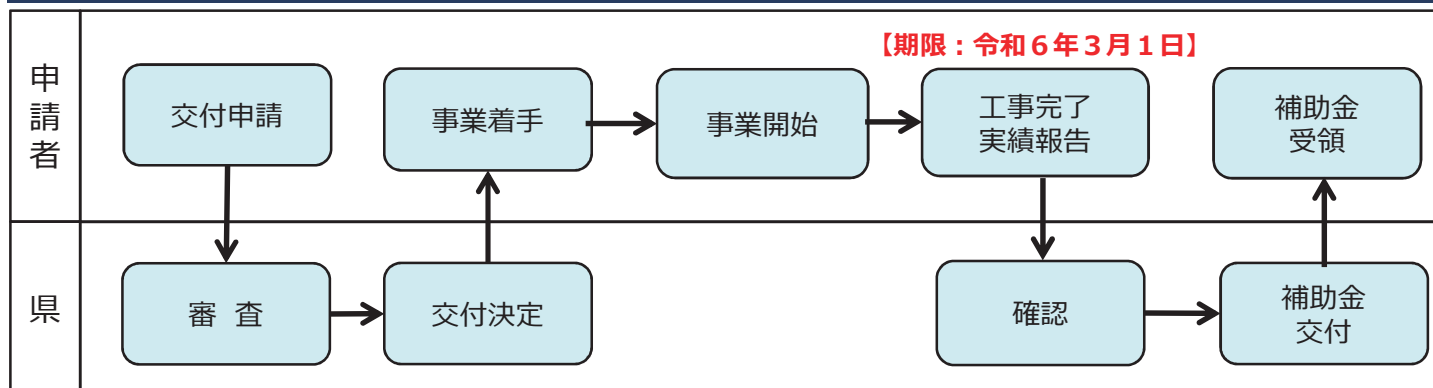
【補助対象経費】

設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が30万円以上の事業が対象となります

【補助対象外経費】

能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

5. 事業フロー



6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならないものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和6年3月1日（金）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

※部材不足等の影響により納品に時間がかかる機器があります。見積業者にご確認のうえ余裕を持った工期となるようご計画ください
また、交付決定となった場合、速やかに発注できるようご準備ください

7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

8. 申請書類

- 申請書
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカタログ等（必要に応じてエネルギー使用量の分かるシミュレーション等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書 等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し
- CO2削減算定シート

※詳細は県ホームページをご確認ください



SDGs 未来都市
埼玉県

令和5年6月定例会 補正予算の特徴

4 エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対策

新規

- 農業水利施設の維持管理に関する負担を軽減するため、水利組合に対して電気料金の高騰分を支援します。
 - ・ 農業環境整備事業（農業環境整備課）（1,235万5千円）
- 電気・ガス等のエネルギーコストの削減に取り組む中小企業者等を支援するため、省エネルギー設備への更新費用を補助します。
 - ・ 中小企業支援事業（産業展開推進課）（3億470万7千円）
- 物価高騰の影響を受けている入所系社会福祉施設に対する水道料金の減額措置を通年化します。
 - ・ 政策推進事務事業（都市経営戦略部）（1億4,168万3千円）
 - ・ 水道事業会計 給水収益の減

「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション） による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入でも利用可能！
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～3/4！**

通常枠

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします(最大2年間)。

デジタル化基盤導入類型

- ・**インボイス制度への対応**も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・安価なITツール導入も支援すべく、**補助下限額を撤廃**します。

複数社連携IT導入類型

- ・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等**を支援します。連携のための**事務費・専門家費**も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



経済産業省



チラシのダウンロードはこちら↑



<詳細> (赤字は令和4年度第2次補正予算での拡充点です)

	通常枠		デジタル化基盤導入枠（インボイス対応に活用可能！）				セキュリティ 対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型		
補助額	5万円 ～ 150万円 未満 下限を 引下げ	150万円～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト	PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： （1）+（2）で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 (最大2年分(期間 を長期化))、 導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバーセキュリティ サービス利用料 (最大2年分) (※3)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、
50万円超の金額については2/3。

(※3) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、
「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、
人事担当の作業効率も大幅アップ!

<今後のスケジュール>

「IT導入補助金2023」は令和5年3月28日 (火) から申請受付開始。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



地域を支える小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

持続化補助金で販路開拓！！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上額】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。**(最大250万円)**

(詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2 / 3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3 / 4)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



経済産業省



チラシのダウンロードはこちら↑

措置内容

令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします(最大250万円)。

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)を対象に、**全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せ**し、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス 特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。
※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用例

事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

今後のスケジュール

受付開始：2023年3月10日（金）

応募締切：2023年6月1日（木）【第12回受付締切】

2023年9月7日（木）【第13回受付締切】

※第14回受付締切のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法：原則jGrantsによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事務局HP：



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



jGrants
(ID取得)

事業の再構築に 取り組む皆様へ

事業再構築補助金のご案内

- ✓ 大胆な賃上げや、グリーンを含む成長分野への再構築、規模拡大を促進
- ✓ 市場規模が縮小する業種・業態等からの転換を支援
- ✓ 新型コロナ・物価高騰等により業況が厳しい事業者も引き続き支援

詳しくは裏面

事業再構築補助金

- * 成長分野への転換を図る事業者(成長枠)について、グリーン成長枠と同様に売上高減少要件を撤廃します。また、大胆な賃上げに取り組む場合に更なるインセンティブ(補助率・補助上限の引上げ)を措置し、賃上げを強力に支援します。
- * グリーン成長枠について、要件を緩和した類型を創設し、使い勝手を高めます。
- * 市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を支援する特別枠を創設します。
- * 物価高騰等で業況が厳しい事業者や最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者への高い補助率での支援を継続します。

- * 対象要件：①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと
②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5%（申請類型により異なる）以上増加等

- * 対象経費：建物費、機械装置・システム構築費、研修費、廃業費等（一部の経費には制限あり）

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
成長枠 (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※2)	中小1/2 中堅1/3
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する 取組を行う事業者向け)	<エントリー> 中小:4,000万円、6,000万円、 8,000万円(※2) 中堅1億円	中小1/2 中堅1/3
	<スタンダード> 中小:1億円、中堅:1.5億円	
産業構造転換枠 (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・ 業態の事業者向け)	2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※2) 廃業を伴う場合2,000万円上乗せ	中小2/3 中堅1/2
サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライ チェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を 行う事業者向け)	最大5億円	中小1/2 中堅1/3
物価高騰対策・回復再生応援枠 (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け)	1,000万円、1,500万円、 2,000万円、3,000万円(※2)	中小2/3(一部3/4) 中堅1/2(一部2/3)
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な 特に業況の厳しい事業者向け)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4 中堅2/3

(※1) 補助下限額は100万円、(※2) 従業員規模により異なる

更なる支援措置（成長枠とグリーン成長枠のみ対象）

【規模拡大】補助事業終了後3～5年で中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者の上限上乗せ

【賃上げ】①継続的な賃金引上げ及び従業員の増加に取り組む事業者の上限上乗せ

②補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

参考 業況の厳しい事業者が行う事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、令和5年度より厚生労働省において産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）を創設しました。

（厚生労働省ホームページURL及びQRコード）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyousaikouchiku.html



お問い合わせ先

事業再構築補助金 コールセンター

<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

現在の公募→
情報はこちら



「ものづくり・商業・サービス補助金」で 新製品・サービスの開発や生産プロセス改善等を支援！

事業環境変化に合わせた支援を用意！

補助上限額 750万円～5,000万円、補助率 1/2～2/3

特に、賃上げやグリーン、海外市場開拓の支援を拡充！

賃上げに取り組む
事業者に、
補助上限を
引き上げて支援！



グリーン枠を拡充し、
3段階の上限設定
で幅広い省エネ
ニーズを取込み！



海外市場開拓に取り組む
事業者ブランディング
・プロモーション等の費用を
支援！



生産性向上を目指すなら、誰もが使える！

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでも応募可能。



付加価値額
+ 3%以上/年



給与支給総額
+ 1.5%以上/年



事業場内最低賃金
地域別最低賃金 + 30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。
また、革新性や事業性等の審査がございます。公募締切毎に異なりますが、2倍程度の採択倍率です。

「使いやすさ」が向上！



切れ目ない公募により
最適なタイミングでの申請、
十分な準備・事業期間の確保が可能に！



あらゆる補助金の手続を
一つのポータルサイトに集約！
(J-Grants)

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算で中小機構に措置



経済産業省



Be a Great Small.
中小機構



チラシのダウンロードはこちら↑

様々なメニューで、生産性向上を目指す取組を支援！

※赤字で記載されている内容は、令和4年度第2次補正予算分から新たに加わる内容です。

概要	補助上限 ※補助上限額は従業員数に応じて異なる。	補助率
通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)
回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。	750万円～ 1,250万円	2/3
デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	2/3
グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー	750万円～ 1,250万円
	スタンダード	1,000万円～ 2,000万円
	アドバンス	2,000万円～ 4,000万円
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援</u> 。	3,000万円	1/2、 2/3(小規模 事業者)



大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乗せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

活用例

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入

デジタル枠

- ・属人的な作業を省力化するため、顧客・受注・作業員を一体的に管理するシステムを導入
- ・AIを導入した高精度な自律移動式無人搬送ロボットの試作開発

グリーン枠

- ・炭素生産性向上が図れる製造装置を導入しつつ、従来から製造していた部品の高品質化
- ・「エコマテリアル」素材を導入し、環境負荷が少ないクリーンな製品の試作開発

グローバル市場開拓枠

- ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会への出展
- ・日本に来日する外国人をターゲットとした予約システムの開発

<今後のスケジュール>

○令和4年度第2次補正予算

2023年1月11日（水）第14次公募開始

3月24日（金）電子申請システムでの応募受付開始

4月19日（水）応募締切

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください



ものづくり補助金総合サイト

重要！ 本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



(令和5年3月時点版)

資金繰りに お悩みの皆様へ

資金繰り支援のご案内

- ✓ 低利・無担保融資
を令和5年9月末まで実施
- ✓ 資本性劣後ローン
を令和5年9月末まで実施
- ✓ 借換保証制度を創設
- ✓ セーフティネット貸付
を令和5年9月末まで実施

詳しくは裏面



経済産業省



チラシのダウンロードはこちら↑

資金繰り支援

日本政策金融公庫による制度

低利・無担保融資

- * 制度概要：当初3年間は基準金利から0.9%引き下げた融資制度
- * 対象者：新型コロナの影響で、売上が5%以上減少した者
新型コロナの影響で、債務負担が重い事業者（債務償還年13年以上）
- * 開始時期：受付中
- * 低利上限：（中小企業事業）4億円、（国民生活事業）6,000万円
- * 貸付期間：運転資金20年以内、設備資金20年以内
- * 据置期間：最大で5年

資本性劣後ローン

- * 制度概要：資産査定上「資本」とみなすことができ、民間金融機関の支援が受けやすくなる融資制度
- * 対象者：新型コロナの影響により、キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組む企業
- * 開始時期：受付中
- * 融資上限：（中小企業事業）10億円、（国民生活事業）7,200万円
- * 貸付期間：5年1か月、7年、10年、15年、20年 ※元本は、期限一括償還

セーフティネット貸付

- * 制度概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度
- * 対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者
- * 開始時期：受付中
- * 融資上限：（中小企業事業）7億2千万円、（国民生活事業）4,800万円
- * 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内
- * 据置期間：最大で3年

（お問い合わせ先）日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）

民間ゼロゼロ融資等の返済負担軽減のための保証制度

- * 制度概要：民間ゼロゼロ融資に加え、他の保証付融資や新たな資金需要にも対応できる借換保証制度
- * 対象者：売上または利益が5%以上減少した者であり、経営行動計画書を作成のもと、金融機関による継続的な伴走支援を受ける者
- * 開始時期：受付中
- * 融資上限：1億円
- * 保証料：0.2%等
- * 保証期間：最大で10年
- * 据置期間：最大で5年

（お問い合わせ先）中小企業庁金融課（03-3501-2876）

